

安中市議会議員

小林かつゆき 議員活動報告

碓氷製糸のマスクは、
付け心地抜群です。



令和3年は、なんとか
コロナ終息の年にした
いですね！

活動期間

令和2年
10月▶12月

12月の
定例議会

一般質問

12月議会の一般質問の概要をお伝えします。

● 蚕糸業振興について



問 遺伝子組み換え蚕（GM蚕）の将来性は。

答 GM蚕は2種類あり、医療分野や化粧品に生糸の中にある「たんぱく質」を利用する種類の「有用物質蚕」と「みどり色に発色する生糸」や「高染色性生糸」を生み出す「高機能蚕」があります。有用物質蚕は、動物の病気に関して実用化がされており、今年度、九州大学の蚕研究チームにより認知症への治療が確立されたことや、がんワクチン検査薬としての医療分野での活用、化粧品原料として利用などが見込まれています。発色する高機能蚕の生糸は高値で取引され、農家の所得増加につながります。

問 碓氷製糸(株)の設立の経緯は。

答 日本で唯一、通年で稼働を続けている碓氷製糸株式会社は、蚕糸業や当市にとっても貴重な財産であります。平成29年に、外部人材を登用し、多角的な経営が出来るよう碓氷製糸農業協同組合から株式会社化されました。本市からは、**4,000株(400万円)**の出資をしております。現在の従業員数は20人です。

ここがポイント! 出資だけでなく、**副市長が取締役**として出向しています。物言う株主としてしっかりと経営にも加わり、提言していくべきです！

問 碓氷製糸はシルクマスクを販売しているが、知らない市民も多い。PR不足では。ふるさと納税返礼品に加えるべきでは。

答 追加採用を協議します。

碓氷製糸(株)が販売している

シルクマスク

素材:表裏絹 100%

中心:綿(銀イオン抗菌剤使用)

1,320円(税込) 17cm×14cm

ネット販売
しています



ごあいさつ

皆様におかれましては、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和2年は新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年でした。3月2日には全国の学校の一斉休校、4月7からは緊急事態宣言が発出され、我々は、経験したことの無い未曾有の災害に見舞われました。第1波においては、強制力の伴わない緊急事態宣言の効果を疑問視する声が多くある中、「日本モデル」として、なんとか凌いだことは記憶に新しいと思います。しかし、第2波、第3波と新型コロナウイルスは人間の気の緩みにつけこみ、その手を緩めることなく襲ってきています。

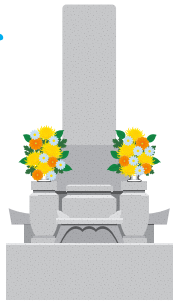
現在、世界中でワクチンや治療薬の開発が進んでいますが、その有効性を判断するのはまだまだ先になりそうです。人間の英知と努力によって、必ずこの危機は乗り越えられると確信していますが、それまでは、今おこなっている新しい生活様式をしばらく続ける必要があります。安中市はまだ大丈夫と気を緩めずに、感染対策に努めましょう。

令和3年中には、新型コロナウイルス感染症の収束に見通しが立つことを心底祈りまして挨拶とさせていただきます。

● 公営墓地について

問 場所をすみれが丘聖苑駐車場に選定した理由は。

答 故人を偲ぶのに相応しい景観を有する場所であること、建設候補地周辺道路の整備が行われており車での来訪に適していること、住宅街から距離があり周辺的生活環境との調和が見込まれること、既存の施設を利用することで建設費用を抑えられること等を考慮し、「**すみれヶ丘聖苑施設**」を候補地と決定いたしました。



問 地元への説明は。

答 本年11月の地元区長会に参加し、すみれヶ丘聖苑施設が適地であると考えていること、また、想定している墓地の種類や形態等について説明いたしました。

問 区画数や価格は。

答 工事にかかる費用等も勘案し、供用開始の時期に合わせて決定して参ります。

問 区画数や価格の他市の状況は。

答 高崎市の八幡霊園については、現時点で9,954区画、面積は20㎡から3㎡までの7種類です。価格は、最近では3㎡のみの募集で、使用料が314,600円、管理料が年間2,340円です。富岡市の富岡霊園については、現時点で1,437区画、面積は7.5㎡、5㎡、3㎡の3種類、価格は最近の募集では、3㎡で使用料が164,000円、管理料が年間2,370円とのことです。

問 今後のスケジュールは。

答 来年度に基本・実施設計に着手し、**令和5年度**からの供用開始を目指します。

新型コロナウイルス

感染対策及び差別禁止の条例が可決

安中市新型コロナウイルス感染症の対策及び人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に関し、市、市民及び事業者の責務等を定めることにより、感染拡大の防止及び感染者等の人権の擁護を図り、もって市民一人一人が人権に配慮して行動し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において、事業を行う法人又は個人をいう。
- (3) 感染者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者であって、感染症の患者、感染症にり患しているおそれがある者、感染症にり患し治癒した者及び感染症の患者と濃厚接触した者（当該者の家族及びその者が所属する事業者を含む。）
 - イ 医療従事者等、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事している者及びその家族
 - ウ 海外から帰国した者、訪日外国人、帰省者及びその家族

(基本理念)

第3条 何人も、感染者等に対して、り患していること、り患しているおそれがあること又はり患していたことを理由として、不当な差別、偏見、誹謗中傷等の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民や事業者に対して、広報活動を通じた感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、収集した情報の整理及び発信に努め、感染拡大の防止に取り組むものとする。この場合において、市は感染者等の人権を侵害することがないように十分配慮しなければならない。

2 市は、感染者等の人権を擁護するため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、感染症対策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び関係機関と相互に連携協力するものとし、対策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条に掲げる理念を理解し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防に努めるとともに、感染拡大の防止に十分注意を払い、手洗い、マスクの着用等の「新しい生活様式」（新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を踏まえ、厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染症を想定した生活様式をいう。）の実践に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に掲げる理念を理解し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し感染拡大の防止のため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が感染症にり患したこと又はり患のおそれがあることを理由として、当該従業員及びその家族が不当な差別的取扱いを受けることがないように十分配慮するものとする。

(その他)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



事業者だけでなく**市民**も感染防止対策として（努力義務ですが）

「新しい生活様式」を実践しなければいけません。

3密回避やマスクの着用などは日頃から心がけていると思いますが、最近では会食での感染事例が多く、ここでの実践が欠かせません。



- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座る
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避ける

マスク会食も実践しよう!



一般会計補正予算(一部を抜粋)

医療対策事業

61.3万円

新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えるため、1月と2月に関して、休日当番医の内科の数を増やします。

赤ちゃん応援給付金

750万円

4月28日以降（令和3年3月31日まで）に生まれた、赤ちゃんのいるご家庭に対し、1人につき、**3万円**支給します。

防災対策事業

36.3万円

新型コロナ対策として、ダンボール仕切り30個の追加購入費。

その他、ダンボールの仕切り200個、ベッド50個を、約82万円で予備費から購入し、各避難所へ配置済み。※全てではありません。

私たちは、小林かつゆきの活動を応援しています!

小林かつゆき 後援会事務所

〒379-0127 安中市磯部 1-11-41(碓林堂印刷内)
TEL.027-385-8820 FAX.027-385-3527
 E-mail tairin@peach.ocn.ne.jp

\\ 随時更新中! /



facebookでは日々の活動をご紹介します。是非ご覧ください。

小林克行 安中 検索

経歴

- 1975 (昭和50年) 安中市磯部に生まれる
- 1988 (昭和63年) 磯部小学校卒業
- 1991 (平成3年) 安中市立第二中学校卒業
- 1994 (平成6年) 前橋育英高校卒業
- 1999 (平成11年) 大東文化大学法学部卒業
- 2004 (平成16年) 安中市に帰郷し家業に従事する
- 2005 (平成17年) (社)安中青年会議所 入会
- 2012 (平成24年) (社)安中青年会議所【第40代・理事長】

家族 妻・長男・長女の4人家族。

現在

- (公社)安中青年会議所シニアクラブ【会員】
- 安中市商工会青年部【部員】
- 安中確水ユネスコ協会【理事】
- 鉄道遺産群を愛する会【事務局長】
- 磯部温泉組合【理事】
- 安中市消防団【第3分団第1部・団員】
- NPO法人碓水絆浪浪倶楽部【会員】
- 安中市社会福祉協議会磯部支部【理事】
- 安中市体育協会磯部支部【顧問】
- 高別当信和会【会員】
- 令和2年度高別当育成会【会長】